

東日本大震災復興交付金交付要綱附属編
(抜粋)

平成24年1月
国土交通省都市局

東日本大震災復興交付金交付要綱附属編 (抜粋)

交付対象事業及び国費の算定方法

東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）（以下単に「交付要綱」という。）第5条に規定する交付対象事業（国土交通省所管事業に限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第6条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1.3 津波復興拠点整備事業

東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第15項に規定する「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下1.3関係部分において「津波復興拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業。

1. 定義

津波復興拠点整備事業とは、津波復興拠点を緊急に整備するために実施される以下の事業をいう。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援

津波復興拠点整備計画の策定及びコーディネートに関する事業

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

津波復興拠点のために施行する次に掲げる施設の整備に関する事業
イ 道路・公園・緑地・広場その他の施設（以下1.3関係部分において「地区公共施設」という）

ロ 津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設（以下1.3関係部分において「津波防災拠点施設」という）

ハ 植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等（以下1.3関係部分において「高質空間形成施設」という）

ニ 各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設（以下1.3関係部分において「津波復興拠点支援施設」という）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

津波復興拠点整備に必要な用地の取得及び造成に関する事業

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成した津波復興拠点については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該拠点の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うもの

とする。

※ 浸水を防ぐために嵩上げにより用地造成する場合は、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しないまでの嵩上げにかかる費用を限度とする。この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。

※ 取得・造成した用地を分譲する場合の価格は、分譲時の適正な時価（不動産鑑定評価額等によるもの）とし、用地取得造成に要する費用については、分譲価格で回収できない分についてのみ交付対象とすることができる。

2. 交付対象事業

交付対象事業は、次に該当するものとし、1)、2)イ、3)イについては、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が見込まれる区域を対象とし、2)ロ・ハ、3)ロ・ハ・ニ・ホについては「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」としての都市計画決定が行われた区域を対象とする。

1) 津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用

イ 計画作成費

津波復興拠点整備計画の作成及び付随する調査に要する費用

ロ コーディネート費

コーディネートに要する費用

2) 津波復興拠点のための公共施設等整備

イ 測量試験費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の実実施設計に要する費用

ハ 工事費

地区公共施設、津波防災拠点施設、高質空間形成施設、津波復興拠点支援施設の工事に要する費用（いずれも購入費を含む。）

3) 津波復興拠点のための用地取得造成

イ 測量試験費

津波復興拠点の整備に必要な測量、調査等に要する費用

ロ 実施設計費

津波復興拠点の整備に必要な実施設計に要する費用

ハ 用地費

津波復興拠点の整備に必要な用地の取得費用

ニ 補償費

津波復興拠点の整備に必要な用地取得に付随する補償に要する費用

- ホ 造成費
津波復興拠点の整備に必要な造成費用

3. 交付対象事業の要件

東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。但し、以下のいずれかを満たす市町村の区域内に限る。

- 1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること
- 2) 国土交通大臣がイ要件と同等の被災規模であると認めるもの

※ また、原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20ヘクタールまでとする。

4. 交付金事業者

地方公共団体

5. 津波復興拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i については津波復興拠点整備計画策定支援、津波復興拠点のための公共施設等整備及び津波復興拠点のための用地取得造成に要する費用とし、 a_i については2分の1とし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

1.5 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等、市街地液化化対策事業）

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生並びに被災した市街地の復興等を推進するため行われる都市再生事業計画案作成事業、被災市街地復興土地区画整理事業及び緊急防災空地整備事業。

1. 定義

都市再生区画整理事業とは、次の第1項から第3項までに定める事業をいう。その他1.5関係部分における用語の定義は、土地区画整理法（以下1.5関係部分において「法」という。）に定めるところによるほか、次の第4項から第7項までに定めるところによる。

- 1 「都市再生事業計画案作成事業」とは、被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業をいう。
- 2 「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業

- ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業
- 3 「緊急防災空地整備事業」とは、土地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業をいう。
- 4 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。
- 5 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行うものに限る。）
 - ロ 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（民間事業者は除く。）
 - ハ 農住組合
 - ニ 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）
 - ホ 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
 - ト 地方住宅供給公社
- 6 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
 - イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 社会福祉施設（社会福祉法に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）、地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）又は生活関連施設（中心市街地活性化法第9条第10項に規定する認定基本計画に位置付けられた教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。
- 7 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地

における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。

8 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

9 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される法第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下15関係部分において「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

(1) 主要駅付近又は中心市街地にあって、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。

(2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね80パーセント以上である地区であること。

(3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね30パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下15関係部分において「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね30以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

10 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、交付の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要な額を限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

- (1) 緑地の整備に要する費用
- (2) 広場の整備に要する費用
- (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
- (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
- (5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

- ① 消防施設の整備に要する費用
- ② 避難施設等の整備に要する費用
- ③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用
- ④ 監視装置の整備に要する費用
- ⑤ 避雷施設の整備に要する費用
- ⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑦ 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

$$\text{工事費算定式： } P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附带工事費を除く。)

S1 : 補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から d までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が 10 人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が 10 分の 3 以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部分 20平方メートル

b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の 3 分の 2 以上を住宅の用に供するもの

(b) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち同法第 12 条の 5 第 6 項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するもの又は 20 戸以上を住宅の用に供するもの

c 地方拠点都市法第 2 条第 2 項に規定する拠点地区内、地方公共団体が地域の拠点となる中心市街地の商業地等で都市活力の再生を図る必要があると認められる地区において

、当該地区の整備の方針等を定めた計画（地区再生計画区域内）又は地方公共団体が地区の総合的な再開発を推進するために必要な公開空地等、住宅等の整備を行う必要があると認められる地区において、当該地区の整備の方針等を定めた計画（市街地総合再生計画区域内）の土地区画整理事業である場合

d 次の要件を満たすものである場合

- (a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。
- (b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。
- (c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。
- (d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。

⑩ 特殊基礎工事に要する費用

次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

a 指定市及び道県庁所在の市の区域

b 第4項に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和27年法律第231号）第51条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）概ね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

- 1 1 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。
- 1 2 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。
- 1 3 「防災関連施設整備費」とは、17の1. 第7項に規定する地震に強い都市づくり推進五箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。
- 1 4 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池の整備に要する費用をいう。
- 1 5 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く。）をいう。
- 1 6 「津波防災整地費」とは、次に掲げる要件を充たす防災上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

イ 算入方法

計画人口密度40人/ha以上の区域（東日本大震災の被災地のうち、津波により建造物の多くが全壊した（流失した、又は1階天井以上の高さまで浸水した場合を含む。）区域を含む場合に限り）に係る土地の嵩上げに要する費用を基礎額に追加する。ただし、計画されている海岸保全施設等を前提として既往最大津波（今次津波等）に対して浸水しない程度までの土地の嵩上げに要する費用を限度とする。

この場合、交付金事業者は市街地の安全確保方策について複数の施策を検討し、建設コスト・維持管理コスト、環境配慮、高齢者への配慮等、社会的・経済的・自然的な観点で総合的に検証するものとする。

ロ 地域要件

以下のいずれかを充たす市町村

- (1) 浸水により被災した面積が概ね20ヘクタール以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること
- (2) 国土交通大臣が、(1)の要件と同等の被災規模であると認めるもの

ハ 保全要件

津波防災整地を図った市街地については、土地の区画形質の保全を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定め、その基本方針に必要な事項を記載し、当該市街地の土地の区画形質の変更が伴う行為には届出を必要とするよう措置を行うものとする。

- 1.7 「液状化対策推進工事費」とは、1.6の4.に規定する液状化対策事業計画に基づき、公共施設と宅地との一体的な液状化対策により、大地震時等における地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するために行われる次に掲げる調査及び事業に要する費用をいう。

イ 設計費

液状化対策工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

ロ 工事費

液状化対策工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用

2. 交付金事業者

- 1 都市再生事業計画案作成事業については、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業の施行者となることが見込まれる者（以下1.5関係部分において「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 4 緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。

3. 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、東日本大震災復興特別区域法第7.7条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下1.5関係部分において「交付金事業計画」という。）の区域に存する土地区画整理事業予定地区において行うものとする。
- 2 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1.の第2項イに掲げる事業は、交付金事業計画の区域における地区において行うものとする。
- 3 被災市街地復興土地区画整理事業のうち1.の第2項ロに掲げる事業は、交付金事業計画の区域における地区において行うものとする。
- 4 緊急防災空地整備事業は、交付金事業計画の区域に存する土地区画整理事業予定地区において行うものとする。

4. 交付対象

復興交付金の交付対象は、地方公共団体とする。

5. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

イ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する都市再生事業計画案作成事業

ロ 3. の第1項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等（施行者となることが予定される者を含むものとし、1. の第5項イに掲げる個人施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあつては、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が参加する準備組織が交付金事業者となるものとする。この場合にあつては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、当該区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。また、1. の第5項ロに掲げる同意施行者になろうとする者が交付金事業者となる場合にあつては、当該交付金事業者は、事業計画の案の作成について、土地区画整理事業を事業化しようとする区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者全員の同意を得るものとする。）が地方公共団体の補助を受けて実施する都市再生事業計画案作成事業

2 被災市街地復興土地区画整理事業

イ 3. の第2項及び第3項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する被災市街地復興土地区画整理事業

ロ 3. の第2項及び第3項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である土地区画整理組合等が地方公共団体の補助を受けて実施する被災市街地復興土地区画整理事業

3 緊急防災空地整備事業

3. の第4項の要件に該当する地区であって、交付金事業者である地方公共団体が実施する緊急防災空地整備事業

6. 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等、市街地液化化対策事業）に係る基礎額

本事業の基礎額の算出方法は、 A_i 及び α_i については次に定めるところによるものとし、 A_i のうち民間事業者等が負担する額がある場合は、当該負担額を a_i とする。

1 都市再生事業計画案作成事業

3. の第1項の要件に該当する地区においては、 A_i は事業計画の案の作成に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

2 被災市街地復興土地区画整理事業

一 1. の第2項イに掲げる事業については、 A_i は当該事業に要する次に掲げる費用の合計とし、 α_i は2分の1とする。

イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

- ニ 公共施設工事費
- ホ 公開空地整備費
- へ 供給処理施設整備費
- ト 電線類地下埋設施設整備費
- チ 減価補償費
- リ 立体換地建築物工事費
- ヌ 仮設建築物整備費
- ル 防災関連施設整備費
- ヲ 浸水対策施設整備費
- ワ 液状化対策推進工事費
- カ 機械器具費

二 1. の第2項ロに掲げる事業については、 A_i は仮設住宅等の整備に要する費用とし、 α_i は2分の1とする。

三 第1号の事業に係る A_i は、3. の第2項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（ Z ）を限度とする。

$$\begin{aligned}
 Z = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\
 & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\
 & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\
 & + \text{立体換地建築物工事費} \\
 & + \text{都心居住建築物、立体換地建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費} \\
 & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\
 & + \text{公開空地整備費} \\
 & + \text{防災関連施設整備費} \\
 & + \text{浸水対策施設整備費} \times 2 / 3 \\
 & + \text{津波防災整地費} \\
 & + \text{液状化対策推進工事費}
 \end{aligned}$$

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

3 緊急防災空地整備事業

1. の第3項に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、 A_i は当該用地を取得するのに要する費用とし、 α_i は2分の1とする。ただし、 A_i は、3. の第4項に該当する地区において予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の80パーセントを限度とする。

7. 交付対象事業の範囲

6. の第2項第1号に定める復興交付金の交付の対象となる事業は、表15に掲げる範囲内とする。

表15

種 別	工 種	交 付 対 象 の 範 囲
移 転 移 設	移 転 建 築 物 工 作 物 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「公共細目」という。）第2第1項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。）第2第1項によること。
	仮 設 建 築 物	仮設建築物の整備に要する費用
	移 設 電 柱	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	鉄 軌 道	
	上 水 道 ガ ス	
	下 水 道	
	工業用水道及び かんがい用排水施設	
電線等の電氣的 設備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの	
高 圧 線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
公 共 施 設	道路築造 土工（切土盛土 等）	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	敷 砂 利 排 水 施 設	
	橋 梁	必要があると認められるもの
	立 体 交 差	施行者の負担となるべきもの
	植 樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	交 通 安 全 施 設	
工 事	舗 装 河 川 水 路 公 園	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	そ の 他	地区外関連工事 法第135条に規定するもの。
整 地	宅 地 整 地	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公開空地整備	築 造	公共施設工事に準ずる。
供給処理施設 整備	上水道、電気・ ガス、下水道そ の他の供給処理 施設整備	新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）
電線類地下埋 設施設整備	電線類地下埋設 施設整備費	管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、1. の第8項に掲げる経費を限度とする。
立体換地建築 工事	立体換地建築物 工事	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、1. の第10項に掲げる経費を限度とする。
防災関連施設 整備	防災関連施設整 備費	防災関連施設の整備に要する費用
減 価 補 償	減 価 補 償 金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対象としない。
機 械 器 具 費 調 査 設 計		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。

20 防災集団移転促進事業

1. 定義

防災集団移転促進事業において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「移転促進区域」とは、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「集団移転促進法」という。）第2条第1項に規定する移転促進区域をいう。
- 2 「集団移転促進事業」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する集団移転促進事業をいう。
- 3 「住宅団地」とは、集団移転促進法第2条第2項に規定する住宅団地をいう。
- 4 「事業計画等」とは、集団移転促進法第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画及び東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第53条第8項の規定により定められたものとみなされた集団移転促進事業計画をいう。
- 5 「移転者」とは、集団移転促進法第3条第2項第2号に規定する移転者をいう。

2. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 住宅団地（移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの（以下「公益的施設」という。）の用に供する土地を含む。3項、5-1項、3項、6-1項及び2項並びに別表の(1)欄及び(3)欄において同じ。）の用地の取得及び造成に関する事業（当該取得及び造成後に譲渡する場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該取得及び造成に要する経費の額以上となる場合を除く。）
- 2 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業
- 3 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業
- 4 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業
- 5 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備（住宅団地内における共同作業所、共同加工所及び共同倉庫の設置に限る。）に関する事業
- 6 移転者の住居の移転に対する補助に関する事業
- 7 事業計画等の策定に関する事業

3. 交付金事業者

交付対象事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、集団移転促進法第6条第1項又は第2項の規定に基づき、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県とする。

4. 防災集団移転促進事業に係る基礎額

交付対象事業の基礎額は、別表に掲げるとおりとする。

5. 基礎額の特例

基礎額については、別表に掲げるもののほか次によるものとする。

- 1 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合における譲渡価額は、当該譲渡時における適正な時価を基準として算定するものとし、別表の(1)に掲げる事業の基礎額は、当該譲渡に係る額に4分の3を乗じて得た額を控除して算定した額（控除後の基礎額が零以下である場合には零とする。）とする。
- 2 交付対象事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認めるときは、別表に掲げるところにかかわらず、別に定めるところにより別表の(1)及び(3)に掲げる事業の基礎額を算定することができる。
- 3 別表の(3)及び(5)に掲げる事業の基礎額は、当該住宅団地の状況に応じ、これらに規定する限度額の合算額の範囲内で、これらの事業の基礎額を一括して算定することを妨げるものではない。
- 4 別表の(1)に掲げる経費における住宅団地の用地の取得に要する費用及び通常生ずべき損失の補償に要する費用並びに別表の(4)に掲げる経費における買取りに要する費用の取り扱いについては、本要綱に定めるもののほか「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）の定めを準用し、適正に運用するものとする。

6. 交付要件

本事業の交付に際する要件は、以下に掲げるものとする。

- 1 住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業
 - 一 当該事業により取得し、又は効用の増加した土地を譲渡し（国土交通大臣が認める場合を除く。）、交換し、又は担保に供してはならないこと。
 - 二 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合においては、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認める場合に限り交付の対象とす

ること。

三 公益的施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に公益的施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とする。ただし、国土交通大臣が特に認める場合はこの限りでない。

四 公益的施設の用に供する土地の用地の取得及び造成に関する事業に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に公益的施設の整備に関する事項を定めること。

五 公益的施設の用に供する土地の取得及び造成を伴う事業については、公益的施設の用に供する土地の面積は住宅団地の面積の3割（当該住宅団地に適する公益的施設の規模を勘案して国土交通大臣が必要と認める場合は5割）を上限とすること。

2 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業

公益的施設の用に供する土地に係る当該施設の整備に関する事業に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に当該施設の整備に関する事項を定めること。

3 移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業

一 移転促進区域内に所在するすべての住宅の用に供されている土地（現に住宅の用に供されている土地及び東日本大震災により滅失した住宅又は当該災害により損壊したため取り壊した住宅の用に供されていた土地等をいう。以下同じ。）を買い取ること。

二 当該事業により取得した土地を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこと。

三 当該事業により取得した土地の区域を、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域として、建築禁止である旨を条例で定めるとともに、当該区域に係る防災植林その他の措置を講ずること。

7. 適用除外

交付金を充てて集団移転促進事業を行う場合においては、防災集団移転促進事業費補助金交付要綱（昭和48年2月15日自治疎第4号）の規定は、適用しない。

別表

	事業の区分	基礎額	備考
(1)	住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業	<p>A i を適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）及び当該用地の造成に要する費用の合算額（住宅団地の用地の取得及び造成に要する費用は、基準面積に1㎡当たりの単価（a地域にあつては35,800円、b地域にあつては32,100円、c地域にあつては28,800円、d地域にあつては25,100円、e地域にあつては20,500円、f地域にあつては15,800円に、それぞれ23,980円を加算した額。）を乗じて得た額を限度とする。）並びに当該用地の取得、使用又は造成により通常生ずべき損失の補償に要する費用の合算額とし、αi を4分の3とする。</p>	<p>① 「適正な時価」とは、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参酌して交付金事業者が決定する価格をいう。</p> <p>② 「基準面積」とは、660㎡（ただし、住宅に係る敷地面積は330㎡とする。）に住宅団地入居戸数（当該住宅団地に移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積と公益的施設の敷地面積との合計面積とする。</p> <p>③ 「a地域」～「f地域」とは、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構の「マイホーム新築融資」における土地融資額の土地地域区分をいう。以下同じ。</p>
(2)	移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に関する事業	<p>A i を移転者に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が8パーセントを超える場合にあつては、年利率8パーセントとして算定した額とし、その額が移転者につき4,060,000円（住宅3,100,000円、住宅用地960,000円）（特殊土壌地帯等にあつては、7,080,000円（住宅4,440,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成580,000円））を超える場合にあつては、この額とする</p>	<p>「特殊土壌地帯等」とは、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された特殊土壌地帯、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進</p>

		。)を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額とし、 αi を4分の3とする。	に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に基づき指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。
(3)	住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認めるものの整備に関する事業	<p>A i を次に掲げる公共施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数にa地域、b地域、c地域、d地域及びe地域にあつては3,198,000円、f地域にあつては3,581,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、αiを4分の3とする。</p> <p>ア 住宅団地内の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。以下同じ。）及び当該住宅団地に取り付く道路</p> <p>イ 住宅団地に係る飲用水供給施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。）</p> <p>ウ 住宅団地内の集会施設</p> <p>エ 住宅団地内の広場</p> <p>オ 住宅団地に係る排水路、排水管及び集水槽</p> <p>カ アからオまでに掲げる施設以外の公共施設であつて特に必要と認められるもの</p>	
(4)	移転促進区域内の宅地及び農地の買取りに関する事業	A i を宅地及び農地の買取りに要する費用（移転促進区域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定することとする。なお、住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要と認めるときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額を含むことができる。）と	「移転又は除却の工事等に通常要する費用の額」とは次に掲げる費用の合算額とする。 ア 移転料 イ 立木の移植相当額

		し、 α_i を4分の3とする。	
(5)	移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備に関する事業	A_i を施設の工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に1,243,000円を乗じて得た額を限度とする。）とし、 α_i を4分の3とする。	
(6)	移転者の住居の移転に対する補助に関する事業	A_i を移転者の住居の移転に対する補助に要する経費（(4)に掲げる費用を除く。）として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が移転者につき、当該移転者が離農等をする場合にあっては2,372,000円、その他の場合にあっては780,000円を超える場合にあっては、これらの額）の合算額とし、 α_i を4分の3とする。	
(7)	事業計画等の策定に関する事業	A_i を事業計画等の策定に係る以下の経費の合算額とし、 α_i を2分の1とする。 ア 現況測量 イ 現況調査 ウ 権利の調査及び評価 エ 基本設計 オ 施設建設敷地の設計 カ 公共施設等の設計 キ 資金計画作成 ク 環境アセスメント ケ アからクまでに掲げる経費以外で特に必要と認められるもの	